

貸借対照表及び個別注記表

(第 1 期)

自 2021年 9 月 1 日
至 2022年 3 月 31 日

株式会社アップセール
東京都新宿区新宿1-8-1
大橋御苑駅ビル7階

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

<単位:千円>

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	402,732	流動負債	326,778
現金及び預金	151,471	買掛金	63,468
売掛金	94,253	未払金	63,125
商品	152,104	短期借入金	200,000
貯蔵品	1,157	未払法人税等	169
仕掛品	287	その他	15
前払費用	1,863	負債合計	326,778
その他	1,594	純 資 産 の 部	
固定資産	208,050	株主資本	284,005
無形固定資産	203,177	資本金	50,000
ソフトウェア	6,510	資本剰余金	245,178
商標権	196,666	資本準備金	50,000
投資その他の資産	4,873	その他資本剰余金	195,178
繰延税金資産	4,873	利益剰余金	△ 11,173
		その他利益剰余金	△ 11,173
		繰越利益剰余金	△ 11,173
		純資産合計	284,005
資産合計	610,783	負債純資産合計	610,783

(注1)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注2)当期純損失 11,173千円

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で計上しております。

② たな卸資産

i 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ii 仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

iii 貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～22年

器具及び備品 3年～15年

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品を出荷した時点で、当該商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用し

た場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、収益認識会計基準の適用による、当事業会計年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。